資　料	3

遺伝子組換え作物の栽培に係る県関与のあり方検討素案に対する意見と対応

No	委員意見の概要	対応方針、考え方（案）
	試験研究	
1	試験研究の届出において、90日前は国の審査等の関係で日程的に厳しい。	90日前には主な概要を公表し、国の審査等で修正があれば、変更届けを行うことで対応が可能でないか。
2	国の厳しい審査を受けている中で、試験研究は内容の届出程度とし、県の関与をあまりすべきでない。	様々な機関による栽培実験の可能性も考慮すれば、届出内容を見た上で必要な限度に置いて、一定の関与が必要ではないか。
3	地域説明だけでなく、届出により県民全体に情報が伝わるようなシステムにすべき。	県が内容を把握し、広く県民に伝わる方法を検討したい。
	一般栽培	
4	ルール化されていない一般栽培については高いハードルがあるべき。	一般栽培については、現時点で、仮に栽培が行われると周辺農家との混乱を招く可能性が大きいので許可制を検討したい。
	実施基準	
5	国の実施基準がある中、各自治体で実施基準を作成すると、おおきな混乱を招くのではないか。この意味でも県独自の基準作成は困難である。	隔離距離など科学的知見に基づく実施基準については、別途、専門家による検討が必要。
	第3者機関・その他	
6	書類審査だけでなく、実験指針等に沿って行われているか、進捗状況など現地調査の必要がある。	調査の実施者等、具体的な調査方法については、今後検討したい。
7	国の審査が終わったものでも、新たな問題、疑問が生じた場合など、情報開示や勧告・命令が出せるなどチェック機能を持った第3機関であるべき。	国の制度の枠内で対応すべきものと考える。
8	第3者機関の性格、位置づけが重要となる。	専門的・技術的視点から検討できる体制が必要と考えている。
9	もし交雑等の被害を受けた場合の対処として補償問題にも触れておくべき。	補償問題は大きな仕組みが必要であり、国において検討すべきものと考える。